

八ッ場ダム住民訴訟通信-63

2010年8月25日発行

橋本知事様

茨城県は八ッ場ダム推進で何か得をするのですか???

この7月、1都5県の知事たちは、連名で「八ッ場ダム負担金」の支払を留保しました。表向きは、今後の治水対策に関する有識者会議の「中間とりまとめ」を受けて行う「八ッ場ダムと代替案との検証検討の結果」を早くだして欲しい、というのですが、本音は「八ッ場ダム中止」を言明している、前原大臣への“嫌がらせ”以外の何ものでもないでしょう。

何故なら、これまでの裁判において「ダム負担金支払の差し止めを求める」私たちの訴えに対して、被告である県(知事)は「国からのダム負担金の通知を拒否する権限は県(知事)にはない」と主張してきたからです。拒否と留保の違いは微妙ですが、利根川の治水や八ッ場ダムの治水効果については独自の判断もなく、ひたすら国の言い分を“オウムがえし”してきた県が、にわかに「八ッ場ダム推進」を叫び、負担金を留保する姿は、ただただ不思議です。いつから県は独自の判断が出来るようになったのでしょうか(利水は下段参照)。いま八ッ場ダムから降りることは、撤退という荒ごとではありません。これまで従順に従ってきた国の意向に同意するだけのことです。

茨城県は八ッ場ダムが欲しいのですか。水利権が欲しいのですか。

これまで茨城県は八ッ場ダムから撤退できない理由を次のようにいってきました。

① 県南県西地域水道水の重要な水源であること

既に暫定水利権として利根川から取水しており、撤退すればその権利を失い水道水の供給に支障をきたす。

目を覚ましてください…前原大臣は八ッ場ダム中止声明を出した後、水利権行政を全面的に見直すと語っています。国の方から中止を言い出したダムの暫定水利権は、当然安定水利権に変わるものでしょう。

② 撤退による財源効果がないこと

八ッ場ダム事業はかなり進んでおり、撤退による全体事業費の低減はわずかなものであり、本県が撤退すると各都県の負担増となるので理解を得るのは困難。さらに、今まで支払った負担金が返済されないばかりか、今後の負担金についても低減することは困難。

目を覚ましてください…全体事業費の低減がどれほどかは、茨城県の心配することではありません。また前原大臣は、各都県がこれまでに払った負担金は返すとも言明しています。だから、他の都県の負担が増える、とか、今後の負担金云々という心配は過去の話です。

③ 代替水源確保には膨大な費用が必要なこと

八ッ場ダムから撤退した場合の代替措置のコストは、那珂川からの取水：427億円。霞ヶ浦からの取水：275億円。となり、むしろ財政負担は増加する。

目を覚ましてください…代替水源の心配はありません。利根川からこれまで通り取水できるのです。

県は事態が180度変わったことを理解しようとしていません。今までは国が「断じて八ッ場ダムはつくる」といっていました。でも、その国が「八ッ場ダム中止」といっているのですから「負担金無しで水利権が得られる」絶好のチャンスが訪れたのです。

これまで「国の政策には協力しなければならない」「危機的な県財政の建て直しには聖域を設け

ない」としてきたなら「国策に協力して、県財政が救われる好機」を何故切り捨てるのでしょうか。
ハッ場ダムを政争の具にしないでください。

県民負担 393 億円(起債利息含む)は、県民の福祉に使ってください。

これまで述べてきましたように、茨城県がハッ場ダムを推進する理由はまったくありません。あ
るとすれば、「コンクリートから人へ」、つまり「土建国家から福祉国家へ」の象徴になった「ハッ
場ダム中止」を覆すことで「旧政権の復活」を果たそうという目論みでしょう。

県民の福祉のために権力を委嘱された知事が、ハッ場ダムを“政争の具”におとしめ、中央の権
力闘争に参戦することは許されるのでしょうか。

橋本知事様。あなたの権力と県税は県民の福祉のためにお使いください。

膨大な水余りに関心もなく「ハッ場ダム推進」を叫ぶ“裸の王様” 石原都知事は、都議会の「水需要予測見直し決議」を知らなかった。

8月6日「東京都知事定例記者会見」において、ジャーナリストのまさのあつこさんが、突撃質
問しました。質問のポイントは、ストップさせる東京の会が請願した「水需要予測の実施に関する
請願」が、6月の都議会で採択されたが、いつごろ実施するのか、というもの。あの能弁な知事が
一瞬ハト鉄砲をくらったように絶句し「知らない。初めて聞いた」と一言。さらに「東京都の水道
水の実績は計画よりも日量100万トンも少ないこと。水需要予測の見直しによってハッ場ダムなど
水道施設の整備が決まってくるが…」と畳みかけると、「そりゃそうだね。ハッ場を是とするか非
とするか大事な要件になると思う。すみやかにやった方がいい」と拍子抜けするほど素直な発言。
ようするに“言質”をいただきました。もちろん、あの方のことですから、延々と言い繕っていま
したが、すでに、その欺瞞性が明らかにされた“真実”ばかり。いわば“裸の王様”談話。ダム問
題を追い続けるまさのさんならではの快挙でした。

この記事は要約の要約です。詳しくは東京都のHP「知事会見」、まさのさんの「ダム日記」をご
覧ください。なお、まさのさんには茨城の会総会で講演をお願いしています。ご期待ください。

第6回ハッ場ダムをストップさせる茨城の会総会

日時：11月13日(土)午後1時30分(開場1時)

会場：取手市福社会館 3F 講座室A

講演：(仮題)「ハッ場ダム中止は何故迷走する。どうすれば止まる」

講師：まさのあつこ…ジャーナリスト、第1回事業仕訳の公共事業仕訳人、ハッ場ダムなどダム問
題に取り組み、雑誌「世界」「週刊ダイヤモンド」などに執筆。ブログ「ダム日記」

ハッ場ダム問題の現況：嶋津暉之

ハッ場ダム裁判報告：茨城弁護団

第2回ハッ場ダム茨城裁判控訴審「進行協議」

日時：9月9日(木)午後3時20分より

場所：東京高等裁判所第10民事部(東京高裁16階)

原告のご参加をお願いします。※時間が変更しましたご注意ください。

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表：近藤欣子 濱田篤信 柏村忠志

事務局：神原禮二 〒302-0023 取手市白山 1-8-5 携帯：090-4527-7768